

平成28年度
運輸安全マネジメントに関する取組について
～輸送の安全に係る情報～

平成29年6月

川崎市交通局

はじめに

道路運送法(昭和 26 年法律第 183 号)においてすべての事業者は、輸送の安全がもっとも重要であることを自覚し、国の指針に基づく運輸安全マネジメントにより経営トップから現場まで一丸となり輸送安全性の向上に取り組むことが義務付けられています。

これを受け、川崎市バスでは、平成 18 年 10 月に「川崎市交通局旅客自動車運送事業安全管理規程(以下「安全管理規程」という。)」を制定し、運輸安全マネジメントの着実な推進により、安全な輸送サービスの確保に取り組んでいます。

本書は、道路運送法及び旅客自動車運送事業運輸規則(昭和 31 年運輸省令第 44 号)に基づき、川崎市バスが平成 28 年度に実施した輸送の安全に関する情報及び平成 29 年度の取組について、輸送の安全に関する基本方針や輸送の安全に関する目標及び目標の達成状況、事故に係る情報等を公表するものです。



市バスイメージキャラクター
「かわさきノルフィン」

目 次

	ページ
I 運輸安全マネジメントに関する取組	1
1 安全管理規程	
2 輸送の安全に関する基本的な方針	
3 輸送の安全に関する目標	
4 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統	
5 事故、災害等に関する報告連絡体制及び指揮命令系統	
6 輸送の安全に関する重点施策	
7 安全統括管理者	
II 平成28年度の輸送の安全に関する情報	3
1 平成28年度の輸送の安全に関する目標と目標達成状況	
2 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計	
3 平成28年度の輸送の安全に関する取組	
4 平成28年度の実施の総括	
III 平成29年度の輸送の安全に関する目標及び計画	12
1 平成29年度の輸送の安全に関する目標	
2 目標達成に向けた取組	
3 取組の実施に向けて	
別紙1 平成29年度 有責事故削減に向けた新たな取組と強化拡充	18
別紙2 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令等系統	19
別紙3 事故・災害等に関する報告連絡体制及び指揮命令系統	20
別紙4 一般貸切旅客自動車運送事業者安全情報	21-22

I 運輸安全マネジメントに関する取組

1 安全管理規程

道路運送法第 22 条の 2 の規定に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とした「川崎市交通局旅客自動車運送事業安全管理規程」を定めています。

2 輸送の安全に関する基本的な方針

川崎市交通局旅客自動車運送事業安全管理規程に基づき、「川崎市交通局安全方針」を次のとおり定めています。

川崎市交通局安全方針

私たちは、どなたにも安心してご利用いただける市バスをめざして、次のことに取り組みます。

- 1 安全最優先を徹底します。
- 2 法令・規則等のルール、手順を確実に守ります。
- 3 安全を守るための取組について、絶えず見直しを行います。
- 4 情報を共有し、安全第一の職場を全職員で築きます。

平成 18 年 10 月 1 日制定

平成 23 年 6 月 9 日改正

安全方針の唱和(運転手定期研修)



3 輸送の安全に関する目標

「川崎市バス事業経営プログラム」(計画期間 平成 26 年度～30 年度)において、

走行距離 10 万 Km 当たりの有責事故発生件数について、同プログラム策定時の直近 5 箇年(平成 21 年度～25 年度)の平均値 0.31 件から 10%削減した、0.28 件以下を毎年度目指すこととしています。

4 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統

輸送の安全の確保に向け、経営トップ、安全統括管理者、運行管理者、整備管理者その他の責任者を構成員とした、「川崎市バス輸送安全対策推進組織」を定めています。
(別紙 2 19 ページ参照)

5 事故、災害等に関する報告連絡体制及び指揮命令系統

自動車事故報告規則(昭和 26 年運輸省令第 104 号)に定める重大事故や災害等が発生した場合の「事故・災害等に関する報告連絡体制及び指揮命令系統」を定めています。
(別紙 3 20 ページ参照)

6 輸送の安全に関する重点施策

川崎市交通局旅客自動車運送事業安全管理規程第 5 条において、輸送の安全に関する重点施策を次のとおり定めています。

- (1) 輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底し、関係法令等に定められた事項を遵守すること。
- (2) 輸送の安全に関する費用支出及び投資を積極的かつ効率的に行うよう努めること。
- (3) 輸送の安全に関する内部監査を行い、必要な是正措置又は予防措置を講じること。
- (4) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、局内において必要な情報を伝達し、共有すること。
- (5) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、これを適確に実施すること。

7 安全統括管理者

安全を確保するための事業を統括管理するために、道路運送法第 22 条の 2 第 4 項の規定に基づき、安全統括管理者を次のとおり選任しています。

自動車部長 一戸 洋之 (選任年月日 平成 26 年 4 月 1 日)

Ⅱ 平成28年度の輸送の安全に関する情報

1 平成28年度の輸送の安全に関する目標と目標達成状況

・有責事故発生件数目標

	目標	発生件数
走行距離10万Km当たりの有責事故発生件数	0.28件以下	0.38件

・形態別目標、重点取組事項

	発生件数
形態別目標 (有責事故)	静止物接触事故 15件
	車内人身事故 8件
重点取組事項	重大事故につながりかねない 「自転車関係事故」の防止 5件

平成28年度は、「川崎市バス事業経営プログラム」において設定した、走行距離10万km当たりの有責事故発生件数0.28件以下を目標とし、有責事故の中で高い割合を占める、静止物接触事故や車内人身事故について引き続き「形態別目標」として設定するとともに、重大事故につながりかねない自転車関係事故の防止を「重点取組事項」として、街頭指導や事故防止研修、グループワーク研修等による運転手への防止対策の徹底や、車両後面への注意表示ステッカーの整備、主要駅周辺駐輪場への注意看板の掲出、車内事故防止啓発ポケットティッシュの配布等によるお客様への啓発などを行い、重点的に事故防止に取り組みました。

平成28年度は、静止物接触事故15件、車内人身事故8件、自転車接触事故につきましては、前年度より1件減少の5件となり、有責事故総件数は49件、走行距離10万km当たりの有責事故発生件数は0.38件となりました。

〔事故件数の推移〕

事故種別	H23			H24			H25			H26			H27			H28		
	全 件 数	内 有 責 件 数	構 成 比 (有責)	全 件 数	内 有 責 件 数	構 成 比 (有責)	全 件 数	内 有 責 件 数	構 成 比 (有責)	全 件 数	内 有 責 件 数	構 成 比 (有責)	全 件 数	内 有 責 件 数	構 成 比 (有責)	全 件 数	内 有 責 件 数	構 成 比 (有責)
静止物接触事故	19	19	43.2%	21	21	47.7%	12	12	37.5%	11	11	28.9%	5	5	20.0%	15	15	30.6%
車内人身事故	16	13	29.5%	20	12	27.3%	14	12	37.5%	12	8	21.1%	2	1	4.0%	10	8	16.3%
自転車接触事故	2	1	2.3%	9	8	18.2%	2	2	6.3%	6	6	15.8%	7	6	24.0%	6	5	10.2%
通行人接触事故	4	3	6.8%	3	1	2.3%	1	1	3.1%	3	3	7.9%	4	3	12.0%	0	0	0.0%
車両接触事故	24	5	11.4%	19	2	4.5%	36	5	15.6%	33	10	26.3%	37	10	40.0%	54	21	42.9%
その他	4	3	6.8%	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%	0	0	0.0%	3	0	0.0%
合 計	69	44	100.0%	72	44	100.0%	65	32	100.0%	65	38	100.0%	55	25	100.0%	88	49	100.0%

〔走行距離 10 万 km 当たりの有責事故発生件数の推移〕

	H23	H24	H25	H26	H27	H28
車 両 数	335両	333両	340両	343両	340両	344両
総 走 行 距 離	12,923千Km	12,839千Km	12,980千Km	13,203千Km	13,098千Km	13,017千Km
有責事故件数(責任割合1%以上)	44件	44件	32件	38件	25件	49件
走行距離10万Km当たりの有責事故件数	0.34件	0.34件	0.25件	0.29件	0.19件	0.38件
川 崎 市 大 都 市 公 営 事 業 者 平 均	0.65件	0.85件	0.85件	0.77件	0.74件	—

※ 走行距離 10 万kmあたりの事故発生件数 事故発生件数÷総走行距離×10 万km

2 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計

(1) 国土交通省への報告事故

平成 28 年度に発生した報告事故は 7 件で前年度から 2 件増となりました。

報告事故のうち、有責事故は自転車関係事故が 2 件、車内人身事故が 5 件となっております。

〔国土交通省への報告事故件数〕

	H23	H24	H25	H26	H27	H28
全体事故件数	4件	8件	8件	9件	5件	7件
有責事故件数(責任割合1%以上)	4件	5件	6件	6件	4件	7件

〔平成 28 年度国土交通省報告事故の内容〕

	事故種別	概要	根拠規定
1	自転車関係	左側歩道を走行していた自転車の側方を通行しようとしたところ、自転車が車道に進路変更しバスの前扉付近と接触、自転車の乗員が転倒負傷したもの	第 2 条 第 3 号
2	車内人身	交差点を右折をしたところ、車椅子固定ベルト未装着の乗客が転倒負傷したもの	第 2 条 第 3 号
3	車内人身	交差点を通過する際、前方を走行していた車両が黄色信号で停車したため急ブレーキをかけたところ、乗客が転倒負傷したもの	第 2 条 第 7 号
4	車内人身	停留所を発車したところ、着座前の乗客が転倒負傷したもの	第 2 条 第 3 号
5	車内人身	信号を見落とし交差点に進出し、前方の横断歩道の歩行者に気づき急ブレーキをかけたところ、乗客が転倒負傷したもの	第 2 条 第 7 号
6	自転車関係	交差点を通過する際、同一方向に走行していた自転車とバス左後方部と接触、自転車の乗員が転倒負傷したもの	第 2 条 第 3 号
7	車内人身	赤信号で停車後すぐに信号が青になったため発車したところ、席を移動しようとした乗客が転倒負傷したもの	第 2 条 第 3 号

※ 第 2 条第 3 号に該当する事故とは、死者又は重傷者を生じたもの(14 日以上入院又は入院を要し治療期間 30 日以上のもの等)

※ 第 2 条第 7 号に該当する事故とは、操縦装置又は乗降口の扉を開閉する操作装置の不適切な操作により、旅客に 11 日以上治療を要する傷害が生じたもの

(2) 国土交通省へ報告した車両路上故障

平成 28 年度に国土交通省へ報告した車両路上故障は 28 件で、前年度から 2 件減少となりました。

しかしながら、原動機関係の故障が増加していることから、引き続き、個々の故障について原因究明を行うとともに、各メーカーに対して改善の要請等を行っています。

〔国土交通省へ報告した車両路上故障件数〕

28 件(平成 27 年度 30 件から 2 件減) (第 2 条第 11 号)

項 目 別 内 訳

(単位:件)

原動機	11	緩衝装置	1	電気装置	4	動力伝達装置	3
制動装置	2	シャシ補助	5	乗車装置	0	その他	2

※ 第 2 条第 11 号に該当する事故とは、自動車の装置の故障により、自動車が運行できなくなったもの

3 平成 28 年度の輸送の安全に関する取組

(1) 安全最優先の徹底

ア 「安全方針」の周知徹底

- ・ 川崎市交通局安全方針の本局及び全営業所での大型掲示及びデジタルサイネージを活用した掲示
- ・ 研修等における説明、唱和など、あらゆる機会を通じて全職員に周知徹底

イ コンプライアンス(法令遵守)の徹底

- ・ 酒気帯び出勤防止、シートベルト装着等の法令遵守について、点呼執行、研修、注意喚起文の通知及び営業所掲示、デジタルサイネージを活用した掲示など、あらゆる機会を通じて全職員に徹底
- ・ 添乗観察、街頭指導等による運転手の法令遵守状況の確認及び惹起者に対する徹底した指導教育の実施により、再発防止を徹底

(2) 効果的な事故防止対策の実施

ア 「形態別目標」に基づく重点的対策の実施

- ・ 「1 平成 28 年度の輸送の安全に関する目標と目標達成状況」のとおり
- ・ 4 営業所（塩浜・井田・鷲ヶ峰・上平間営業所）にある車両のドライブレコーダーを更新し、管生営業所を含む全営業所にある車両の車内カメラ 1 基を増設（5 カメラ化）しました。

イ 添乗観察の実施

民間委託による添乗観察と職員による添乗観察を効果的に組み合わせて実施し、添乗観察結果に基づく指導教育により運転手のレベルアップを図りました。

- ・ 民間委託による添乗観察(運転手一人当たり年 2 回、延べ 1,213 回)
- ・ 職員による添乗観察の実施(303 回)

ウ 適性診断の活用

一般適性診断、新規採用運転手初任診断等の実施及び診断結果に基づく運行管理者による個別指導の実施(222 人)

エ 運転手への指導教育

- 安全運転指導教育(事故惹起者)の実施 (22 回)
- 特別指導教育(運行ミス惹起者)の実施 (12 回)
- 特別指導教育(酒気帯び出勤惹起者)の実施 (3 回)
- 特別指導教育(出庫遅れ惹起者)の実施 (1 回)
- 特別指導教育(苦情惹起者)の実施 (8 回)

オ 危機管理への対応

- 塩浜営業所管内での重大事故を想定した、本局及び営業所における重大事故通報訓練を実施(3月8日)
- 主要駅(川崎駅東口・西口・西口北)及び営業所構内におけるテロ対策巡回の実施
- 重大事故発生時対応マニュアルの改定

カ 情報共有の推進

- 「目標とする安全水準」、「形態別目標」について、研修での資料配布・説明、営業所でのデジタルサイネージ及び掲示等により周知徹底
- 事故発生時における事故速報の全営業所送付により、事故情報の共有を実施
- ヒヤリ・ハット情報の通年収集、ヒヤリ・ハットの作成等による運転手への周知
- ドライブレコーダー映像を活用した研修の実施等による事故情報、ヒヤリ・ハット情報の共有
- 運転手グループ制による「職長会議」、「職長伝達」を活用した意見収集や運転手への情報伝達の実施

キ 営業所の地域特性に応じた取組

各月ごとに事故防止課題を設定し点呼、掲示等で周知し事故防止対策を実施しました。

ク 交通安全運動等の展開

- 警察等の関係機関と連携した交通安全運動の実施

連携団体等	実施運動名	実施時期
警察・国土交通省	春の全国交通安全運動	4月6日～4月15日
	秋の全国交通安全運動	9月21日～9月30日
神奈川県バス協会	事業用自動車事故防止コンクール	6月1日～8月31日
	バス車内事故防止キャンペーン	7月1日～7月31日
神奈川県交通安全対策協議会	夏の交通事故防止運動	7月11日～7月20日
	年末の交通事故防止運動	12月11日～12月20日
国土交通省	年末年始自動車輸送安全総点検	12月10日～1月10日
川崎市交通局独自	無事故運動(6月)	6月1日～6月10日
	無事故運動(2月)	2月1日～2月10日

- 警察、学校等の関係機関と連携した交通安全教室の開催

自転車事故防止に向けた交通安全教室の開催

(4月18日：麻生総合高等学校)

交通バリアフリー・安全教室の開催

(10月27日：四谷小学校)



交通安全教室
(麻生総合高校)

(3) 運行管理体制の充実・強化

ア 点呼の厳正実施の徹底

点呼執行の重要性、執行に当たっての心構え等について、交通安全運動期間における本局職員の早朝点呼立会いや、運行管理者研修等の実施による運行管理者の育成・業務スキルの向上、営業所における掲示等の充実を図り、点呼執行の適切・厳正な実施に努めました。

イ 輸送の安全に関する情報伝達の充実

全営業所点呼場周辺に設置した、大型液晶モニターを使用したデジタルサイネージを活用して、輸送の安全に関する多様な情報を掲出することにより、運転手への情報伝達の充実を図りました。

(4) 運行ミスの防止

市バスは様々な市民ニーズに対応するため、起点と終点は同じでも経路地が異なる経路が多く、効率的なネットワークの確保が求められる中で運行ミスも発生してきました。

平成 28 年度は、「基本動作の習慣化」や「発生の多い指定交差点での行先アナウンス」など運行ミス発生要因に応じた防止対策を実施するとともに、「駅頭や指定停留所での街頭指導」、「点呼立会い」などを継続的に行い、また、各営業所での運行ミス発生時模擬訓練の実施などにより運行ミス防止に向けた意識向上に取り組みました。

このほか、車内放送時の経路確認警告音の回数変更による注意喚起などにも取り組み、こうした結果、運行ミス発生件数は昨年度より 9 件減少し 18 件となりました。

※ 「基本動作」：車内放送・運行表・行先表示の確認

「指定交差点」：これまでも運行ミスが確認された「間違いが起こりやすい交差点」

〔運行ミスの発生要因及び対策〕

経路誤り等の運行ミスは、平成 23 年度以降、減少傾向にあるものの、平成 28 年度は 18 件の発生があり、指定交差点での発生が 7 件あったほか、運行本数の多い進行方向への間違いなどがあったことから、決められた手順や基本動作のさらなる徹底に取り組む必要があります。

このため、行き先アナウンス等の運行ミス防止策に加え、運行ミスハザードマップのリニューアルによる情報の共有化や出庫口での注意喚起、音声案内放送時の警告音の追加など取組の充実を図りました。

〔運行ミスの発生件数の推移〕

	H23	H24	H25	H26	H27	H28
運行ミス発生件数	39件	27件	13件	14件	27件	18件



駅頭での街頭指導



営業所での運行ミス防止強化日の実施



(5) 運転手等の人材育成の推進と組織の活性化

ア 輸送の安全に関する研修の実施

(ア) 運転手研修

ドライブレコーダー映像を活用した事故防止研修や意識向上の推進に向けたグループワーク研修の実施等により、輸送安全に係る運転手の意識や技術の向上を図りました。

研修名		対象者/受講人数		実施回数 (実施時期)
営業所研修	法令講習会	全運転手		年2回 (4月、9月)
	事故防止研修	全運転手		年3回 (7月、11～2月)
	非常用具・車椅子等取扱講習	全運転手		年1回 (12月)
	グループワーク研修	全運転手		年1回 (9月～12月)
階層別研修	運転手定期研修	正規職員運転手 (5年周期毎)	19人	年1回 (1月)
	新規採用者等研修	新規採用運転手 (正規/公募嘱託)	23人	採用時
	新任職長研修	新規昇任 職長運転手	3人	昇任時
派遣研修	市民救命士研修	新規採用運転手 新規採用整備員 (正規/公募嘱託)	15人	年1回 (分散実施)
	エコドライブ指導者研修	職長運転手	3人	年1回 (6月)



グループワーク研修



運転手定期研修

(イ) 運行管理者等研修

業務知識やスキルに応じた運行管理者研修の実施など、特殊な業務知識を要する運行管理者の計画的育成や、職員の安全意識の向上に取り組みました。

研修名		対象者/受講人数		実施回数 (実施時期)
階層別研修	運行管理者研修	営業所事務職 経験1、3、5年目	2人	年1回 (3月)
	交通局初任者研修	交通局異動 初年度職員	10人	年1回 (4、10月)
派遣研修	運行管理者基礎講習	営業所新任 の事務職員等	5人	年1回 (分散実施)
	運行管理者一般講習	営業所事務職員 (隔年受講)	26人	年1回 (分散実施)
	運行管理指導者研修	営業所 事務職員	3人	年1回 (7月)
	適性診断活用研修	営業所 事務職員	2人	年1回 (分散実施)
	運輸安全マネジメント講習	本局担当職員	5人	年7回 (分散実施)



運行管理者研修



交通局初任者研修

イ 職員のモチベーションの向上

- 市バス♥安全・安心フェスタ内での運転技能コンクールの開催(10月10日)
運転技術やお客様サービスの向上を図るとともに、使命感やプロ意識を醸成するために第7回運転技能コンクールを「市バス♥安全・安心フェスタ」の一環として開催し、多くの市民やお客様に運転技術を披露し、上位者の表彰を行うことで運転手のモチベーションの向上を図りました。

また、「市バス♥安全・安心フェスタ」としては、ラッピングバス等の展示など様々なイベントを通じて幅広い世代、地域住民に交通安全への取組と安全な市バスというイメージアップを図りました。



運転技能コンクール

- 営業所別無事故表彰の実施
上平間営業所(100日)、井田営業所(100日)、菅生営業所(300日、200日、100日)
- 個人別無事故表彰の実施
30年表彰：1人、25年表彰：6人、20年表彰：8人、10年表彰：4人
- 職員表彰の実施
市バスイメージアップに係る取組や長年の功績について表彰を行いました。
また、バス車内名刺への職員表彰受賞歴の対象を運転技能コンクール入賞者も対象として拡大しました。
市長表彰：2人、局長表彰：6人、所属長表彰：13人
- 標語コンクールの実施
「エコドライブ」、「車内事故防止」をテーマに運転手等から標語を募集し、入選者を表彰しました。
神奈川県バス協会の標語コンクールにおいて最優秀賞受賞
応募件数(交通局内)：159点(優秀作品10点について表彰)

ウ 職員の健康管理の徹底

- 定期健康診断の確実な受診(受診率100%)
- SAS(睡眠時無呼吸症候群)スクリーニング検査の計画的受診(94人)
- 保健相談員による定期健康診断後のフォローアップ、産業医による個別指導(随時)

(6) 災害時等への対応

ア 災害時における対応体制の確保

「川崎市交通局危機管理対応マニュアル」に基づく災害時初動対応訓練の実施等により、災害発生時や降雪時における対応体制の確保に取り組みました。

イ バス非常時連絡体制の活用

非常時連絡用無線機を活用して、運行指示や運行に係る情報収集を実施しました。

(7) 運輸安全マネジメントの着実な推進

ア マネジメントレビューの実施

マネジメントレビュー(輸送安全委員会)の計画的実施により、取組の進捗管理と継続的改善に取り組みました。

イ 情報共有の確保

- ・ 輸送の安全に関する情報の共有を図るため、交通局長・安全統括管理者と営業所職員代表との意見交換会の実施(8月 安全統括管理者、11月 交通局長)
- ・ 職員提案制度を活用した意見収集の実施(提案件数：135件)

ウ 内部監査の実施

安全統括管理者を対象として平成29年3月に、鷺ヶ峰営業所を対象として平成29年2月に内部監査を実施し、安全管理体制が適正に機能していることを確認しました。

(8) 輸送の安全に関する予算等の実績額

輸送の安全に関する費用支出及び投資は、輸送の安全対策が効果的に行われるよう重点的かつ効率的に行いました。

区 分	数 量
移動空間の快適化	・バス車両の購入 ハイブリッドバリアフリー対応バス 1両 最新排出ガス規制適合バリアフリー対応バス 4両 中型ノンステップバス 1両 ・バス停留所施設の維持・整備 停留所上屋 8基、照明付停留所標識 20基 停留所ベンチの整備 50脚 等 ・停留所運行情報表示器設置 13基 等
運輸安全マネジメントの推進	輸送安全性の向上に向けた予防的対策の実施 確実な安全運行に向けた効果的な運転手研修の実施 ドライブレコーダーの更新 等
総 額	278,320千円

4 平成28年度の取組の総括

平成28年度は、「安全最優先」、「法令遵守」など安全管理の基本理念を定めた「川崎市交通局安全方針」を全職員に徹底することなどにより、安全意識の着実な定着を図るとともに、大型液晶モニターを使用したデジタルサイネージや従来型の所内掲示を幅広く活用して輸送の安全に関する情報伝達を効果的に実施しました。また、事故防止研修におけるドライブレコーダー映像を活用した、輸送安全性の向上に向けた研修を着実に実施し、運転手等の安全意識や技術の向上に取り組みました。

事故の防止に向けては、「有責事故発生件数目標」を走行距離10万km当たり0.28件以下として掲げ、有責事故の中で高い割合を占める「静止物接触事故」、「車内人身事故」の防止を「形態別目標」として設定し、重大事故につながりかねない「自転車関係

事故」の防止を「重点取組事項」として設定し、運転手への防止対策の徹底を図るとともに、継続的な対策として車両後面への注意表示ステッカーの整備や主要駅周辺駐輪場への注意看板の掲出、車内事故防止ポケットティッシュの配布など、お客様への啓発を併せて行い、発生形態に応じた重点的対策を実施しました。

平成 28 年度の有責事故総件数は、前年度より 24 件増の 49 件、走行距離 10 万 km 当たりの有責事故発生件数は 0.38 件となり、目標を達成することはできませんでしたが、大都市公営事業者の中でトップレベルの安全水準を維持することができました。

自転車関係事故については、重大事故も発生していることから、引き続き重点的に防止対策の徹底に取り組んでまいります。

また、運行ミスの防止に向けては、運行ミスの発生要因に対応した対策などの取組とともに、運行ミス防止運動期間中における「非常時連絡用無線機を使用した各車両への注意喚起」や「駅頭・指定交差点手前停留所での街頭指導」などを実施しました。運行ミス発生件数については 18 件となり、前年度発生件数の 27 件を 9 件下回ることができました。引き続き基本動作の習慣化、行先アナウンス等の運行ミス防止対策のより一層の徹底を図り、運行ミス防止に向けた意識向上のさらなる推進を図っていきます。

今後も、自転車の車道走行の徹底等により走行環境が厳しさを増すとともに、高齢者利用の増加に対応した安全対策の強化が必要となるなど、輸送の安全を取巻く状況は、さらに厳しくなっておりますが、運輸安全マネジメントに基づく取組の充実を図り、輸送安全性の更なる向上に取り組んでまいります。

Ⅲ 平成29年度の輸送の安全に関する目標及び計画

1 平成29年度の輸送の安全に関する目標

平成29年度の輸送の安全に関する目標は、走行距離10万km当たりの有責事故発生件数0.28件以下を目標として、発生事故の要因分析や道路走行環境の変化を踏まえ、重大事故につながりかねない、自転車関係事故の防止について重点取組事項として設定するとともに、静止物接触事故及び車内人身事故の防止に加え、発生件数の多い車両接触事故を新たに形態別目標として設定することにより引き続き重点的な対策を実施し、あわせて、お客様への啓発や関係機関への要請などの予防的対策を行うことにより、大都市公営事業者の中でトップレベルにある安全水準の更なる向上を目指します。

〔設定目標〕

- ・有責事故発生件数
走行距離10万km当たりの有責事故発生件数 0.28件以下
- ・重点取組事項
重大事故につながりかねない「自転車関係事故」の防止
- ・形態別目標
 静止物接触事故 7件以下
 車内人身事故 8件以下
 車両接触事故 10件以下（新規設定）

2 目標達成に向けた取組 ※有責事故削減に向けた新たな取組と強化拡充 別紙1 18ページ参照

(1) 安全最優先の徹底

交通事業管理者(交通局長)や安全統括管理者など経営トップの主体的な取組の下で、引き続き、安全管理の基本理念を定めた川崎市交通局安全方針や、コンプライアンス(法令遵守)を全職員に徹底し、安全を最優先とした意識の定着を図ります。

(2) 効果的な事故防止対策の実施

ア 「重点取組事項」「形態別目標」に基づく重点的対策

(ア) 自転車関係事故の防止

a 運転手による対応

- ・ 自転車追い越し回避の徹底
- ・ やむを得ない自転車追い越し時における確実な安全確認の徹底
- ・ 自転車の不測の行動など危険を予測した運転の実施

b 予防的対策

- ・ 主要駅自転車駐輪場への注意看板設置
- ・ 警察、学校等と連携した交通安全教室の開催を拡充
- ・ 事故防止研修において事例をあげての要因、再発防止対策の周知

(イ) 静止物接触事故の防止

a 運転手による対策

- ・ バスターミナル内での慎重な運転の徹底
- ・ 危険察知時の一旦停止による確実な安全確認の実施

b 予防的対策

- ・ 道路走行環境の改善に向けた関係機関への要請
- ・ 営業所ごとの事故防止強化日における早朝点呼による安全指導の実施

(ロ) 車内人身事故の防止

a 運転手による対策

- ・ 「着席・つかまり確認」の確実な実施及び車内動向の確認の徹底
- ・ 「注意喚起の車内アナウンス」の積極的活用
- ・ 高齢のお客様等への十分な配慮

b 予防的対策

- ・ 事故防止研修等による車内事故防止意識の醸成
- ・ 交通安全運動や街頭指導時における車内事故防止啓発ポケットティッシュ配布

(ハ) 車両接触事故の防止

a 運転手による対策

- ・ 確実な安全確認の実施による危険回避
- ・ 他車の動向などを予測した運転の実施

b 予防対策

- ・ 営業所の管轄区域の事故発生状況を示した事故状況マップを作成し、事故の発生箇所を視覚に訴えることによる事故防止意識の醸成

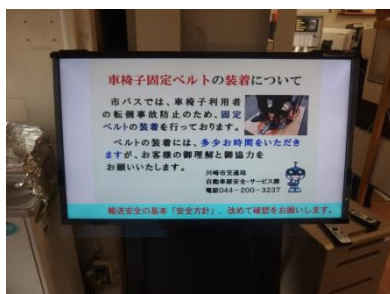
(ニ) その他

職長運転手の事故防止関係会議への参加によって、情報の共有化を図り、職長伝達を活用して全運転手へ事故発生状況を的確に伝えることで運転手同士の情報共有を推進し、事故防止に対する意識の向上を図ります。

デジタルサイネージを活用し、事故の発生件数やヒヤリハット情報を伝達し、事故抑制の意識を高めます。

また、車いす固定方法の実演映像を引き続き提供し、車いす固定時の基本を徹底させることで、輸送の安全性の確保に取り組みます。

このほか、運転手による事故防止研修へ安全・サービス課職員が支援することによって安全意識の向上を図ります。



デジタルサイネージでの巻き取り式
車いす固定ベルト取扱映像



自転車駐輪場への
注意看板設置



交通バリアフリー・安全教室



事故状況マップ

イ 添乗観察の実施

運転手の安全な運転操作や事故防止のための対策の実施状況を確認するため、引き続き、全運転手を対象とした添乗観察を計画的に実施するとともに、観察結果に基づく指導教育の実施により事故の未然防止を図ります。

- ・ 民間委託による添乗観察(委託営業所を含む全運転手を対象に年2回実施)
- ・ 交通局職員による添乗観察

ウ 適性診断の活用

全運転手を対象とした一般適性診断(3年に一回程度実施)や新規採用運転手を対象とした初任診断等を継続して実施するとともに、診断結果を活用した個別指導により安全確保に向けた運転手の意識や技術の向上を図ります。

エ 運転手への指導教育

事故、酒気帯び出勤、運行ミス等の惹起者を対象に徹底した指導教育を実施し再発防止を図るとともに、各営業所において添乗観察や適性診断などに基づく個別指導を適切に実施し、輸送安全の確保に向けた個々の運転手のさらなる水準向上を図ります。

オ 危機管理への対応

緊急の状況においてもお客様の安全を確実に守るため、重大事故通報訓練の見直しによる対応力の更なる強化や主要駅におけるテロ対策巡回を継続して行うなど、重大事故やテロの発生に備えた対応訓練等を定期的の実施し、非常時における的確な対応の確保に努めます。

カ 情報共有の推進

事故の分析やヒヤリ・ハット情報の収集、運転手グループ制を活用した意見の収集などを引き続き行い、情報の共有を図るとともに、研修等へ活用するなど、事故の削減に取り組みます。

キ 営業所の地域特性に応じた取組

各営業所においては、引き続き営業所事故防止委員会等を活用して、地域特性に即した効果的な事故防止対策に取り組みます。

ク 交通安全運動等の展開

- ・ 警察等の関係機関と連携した交通安全運動等を引き続き積極的に展開し、事故防止に向けた運転手の安全意識の向上に取り組みます。

連携団体等	実施運動名
警察・国土交通省	春の全国交通安全運動
	秋の全国交通安全運動
神奈川県バス協会	事業用自動車事故防止コンクール バス車内事故防止キャンペーン
神奈川県交通安全対策協議会	夏の交通事故防止運動
	年末の交通事故防止運動
国土交通省	年末年始自動車輸送安全総点検
川崎市交通局独自	無事故運動(6月)
	無事故運動(2月)



全国交通安全運動の実施

- ・ 警察、学校等の関係機関と連携した交通安全教室の開催を拡充するなど事故防止に向けた啓発活動に引き続き積極的に関与します。

(3) 運行管理体制の充実・強化

安全・安心な輸送サービスを確実に提供するため、点呼執行体制など、運行管理体制の充実・強化を図ります。

ア 点呼の厳正実施の徹底

点呼執行の重要性や法制度、執行にあたっての心構え等について、運行管理者、運転手等に研修等の機会を通じ徹底し、引き続き点呼執行の適切かつ厳正な実施に努めます。

イ 輸送の安全に関する情報伝達の充実

大型液晶モニターを使用したデジタルサイネージを活用し、引き続き点呼執行時における輸送の安全に関する情報伝達の充実を図ります。

(4) 運行ミスの防止

「基本動作の習慣化」や「発生の多い指定交差点での行先アナウンス」など運行ミスの発生要因に応じた防止対策を着実に実施するとともに、「街頭指導」、「運行ミス防止模擬訓練」などにより、運行ミス防止に向けた運転手の意識向上のさらなる推進を図り、運行ミスの撲滅を目指します。

(5) 運転手等の人材育成の推進と組織の活性化

ア 輸送の安全に関する研修の実施

運転手等を対象とした職員研修を計画的に実施することにより、輸送の安全に係る意識や技術の向上に継続して取り組みます。

(ア) 運転手研修

a 営業所研修(全運転手)

- ・ 法令講習会(春・秋)
- ・ 事故防止研修
- ・ 非常用具・車椅子等取扱講習
- ・ グループワーク研修

b 階層別研修

- ・ 運転手定期研修(正規職員運転手・5年周期程度)
- ・ 新規採用者等研修(正規、公募嘱託)
- ・ 新任職長研修



新任職長研修



新規採用者等研修

c 派遣研修

- ・ 市民救命士研修(新規採用運転手：正規、公募嘱託)
- ・ エコドライブ指導者研修(職長運転手：3人程度)



非常用具・車椅子等取扱講習



エコドライブ指導者研修

(イ) 運行管理者等研修

a 階層別研修

- ・運行管理者研修
- ・交通局初任者研修

b 派遣研修

- ・運行管理者基礎講習
- ・運行管理者一般講習
- ・運行管理指導者研修
- ・適性診断活用研修
- ・運輸安全マネジメント講習



運行管理者研修

イ 職員のモチベーションの向上

輸送の安全性の確保に向け、引き続き、運転技能コンクールの実施による運転手の使命感やプロ意識の醸成、無事故表彰等による安全意識の向上などを図ります。

なお、運転技能コンクールは平成 28 年度に引き続き、市バスのイメージアップイベントとして開催される「市バス♥安全・安心フェスタ」の一環として実施します。また、市長表彰の実施や市長表彰をはじめとする職員表彰受賞歴及び運転技能コンクールでの受賞や無事故表彰のバス車内名刺への掲出などにより、職員のモチベーション向上の取組を推進します。

ウ 職員の健康管理の徹底

定期健康診断の確実な受診や診断後のフォローアップ、SAS(睡眠時無呼吸症候群)スクリーニング検査の計画的受診などを継続して実施します。

(6) 災害時等への対応

東日本大震災の経験や、市バスネットワークの強みを生かし、災害時においても迅速に輸送機能と安全の確保を図り、バス緊急輸送対応や鉄道の代替交通として市民の足を確保します。

ア 災害時における対応体制の確保

「川崎市交通局危機管理対応マニュアル」に基づく災害時初動対応訓練の実施等により、引き続き、災害発生時や降雪時等における対応体制の確保に取り組みます。

イ バス非常時連絡体制の活用

全車両に配備したデジタル方式の無線機を、災害時の運行確保に必要な情報の収集や運転手への運行指示等に活用します。

(7) 運輸安全マネジメントの着実な推進

国の指針に基づく、「運輸安全マネジメント」を着実に推進し、PDCAサイクルによる輸送安全性の継続的な向上に取り組みます。

ア マネジメントレビューの実施

経営トップによるマネジメントレビュー(輸送安全委員会)を計画的に実施し、安全重点施策に基づく取組の進捗管理や安全管理体制の評価を行うとともに、レビューの結果に基づく見直しや改善に継続して取り組みます。

イ 情報共有の確保

交通局長及び安全統括管理者と現場代表との意見交換会や、職員提案制度などを引き続き実施し、現場からの意見や情報を積極的に収集するとともに、組織内における円滑なコミュニケーションを構築することにより、輸送の安全に関する情報共有を確保します。

ウ 内部監査の実施

経営トップ又は安全統括管理者、営業所(1箇所)を対象に内部監査を実施し、安全管理体制のチェックを継続して行うとともに、監査結果に基づく安全管理体制の的確な改善に取り組みます。

エ 貸切バス事業者安全性評価認定制度の認定に向けた取組

平成 28 年 1 月に長野県軽井沢町で発生した悲惨な事故より、貸切バスの安全性への注目が高まってきています。貸切バス事業者安全性評価認定を受けることにより、お客様が安心して市バスをご利用できるよう、セーフティマークの取得に取り組みます。

また、貸切バス事業につきましても関係法令に基づき、適切に情報を公表いたします。(別紙 4 21～22 ページ参照)

(8) 輸送の安全に関する予算等の計画

輸送の安全に関する費用支出及び投資は、輸送安全対策が効果的に行われるよう重点的かつ効率的に行います。

区 分	数 量
移動空間の快適化	・バス車両の購入 ハイブリッドバリアフリー対応バス 2 両 最新排出ガス規制適合バリアフリー対応バス 3 両 ・バス停留所施設の維持・整備 停留所上屋 8 基、照明付停留所標識 12 基 停留所ベンチの整備 42 脚 等
運輸安全マネジメントの推進等	輸送安全性の向上に向けた予防的対策の実施 確実な安全運行に向けた効果的な運転手研修の実施等
総 額	237, 556 千円

3 取組の実施に向けて

平成 29 年度は、28 年度に増加した有責事故の減少に向けた取組を強化することとし、重点取組事項として設定した自転車関係事故防止や静止物接触事故、車内人身事故防止に引き続き取り組むとともに、新たに車両接触事故防止を形態別目標に加えるなど、これまでの事故防止対策の見直しを図ることにより、輸送の安全に関する目標を達成し、安全水準の向上を図ります。

今後も、市バスでは、着実に運輸安全マネジメントを推進し、より一層お客様に信頼して御利用していただけるよう、安全な輸送サービスの確保に努めてまいります。

《平成29年度 有責事故削減に向けた新たな取組と強化拡充》

1 安全指導担当係長会議の実施

＜事故防止関係会議：毎月第3木曜日開催＞

- (1) 事故報告及び検証と対策
- (2) 事故防止対策の報告

※職長運転手の会議への参加（新規）

2 主要駅バスターミナルにおける事故防止啓発活動

＜事故防止取組の内容に沿った街頭指導を時間の延長をして奇数月に実施＞（拡充）

- ・平成29年度予定：平成29年5月1日 川崎駅東口、西口、西口北（実施済）
- 平成29年5月2日 溝口駅南口（実施済）
- 平成29年7月12日 小杉駅北口、東口、横須賀線小杉駅・宮前平駅
- 平成29年9月14日 溝口駅南口、北口
- 平成29年11月9日 川崎駅東口、西口、西口北
- 平成30年1月11日 小杉駅北口、東口、横須賀線小杉駅・宮前平駅
- 平成30年3月8日 溝口駅南口、北口

3 早朝点呼による事故防止啓発の実施

＜各種安全運動の初日に行っていた本局職員による早朝点呼時の立会を、営業所の事故防止強化日にも拡大設定＞

- (1) 塩浜営業所：毎月1日
- (2) 鷺ヶ峰営業所：毎月10日
- (3) 菅生営業所：毎月20日

※安全・サービス課職員により運転手に事故状況を周知し、事故防止に対する意識の向上を図る。

4 事故防止研修の開催

＜事故防止研修を年3回開催＞※車内事故防止研修の繰り上げ開催及び拡充

- (1) 第1回：危険予知・ヒヤリハット・車内事故防止研修（6～7月）
- (2) 第2回：グループワーク研修と合同開催（9～12月）
健康起因による事故防止研修
- (3) 第3回：エコドライブ・車内事故防止研修（1～2月）
非常用具・車椅子取扱い講習（12月）

＜運転手による事故防止研修への支援と各営業所への展開＞（新規）

- (1) 第1回：死角研修（5月19日）
- (2) 第2回：エコドライブ研修（6月～7月）
- (3) 第3回：車椅子研修（9月～10月）

5 事故啓発活動

＜事故啓発への対策＞

- (1) 平成28年度事故状況マップを各営業所に掲示（新規）
- (2) 平成29年度事故状況マップ掲示（研修センター）（新規）
- (3) 平成29年度ヒヤリハットマップを各営業所に掲示（12月）
- (4) 川崎市内の老人いこいの家及びいきいきセンター（56箇所）、各営業所窓口及び、乗車券発売所・街頭指導での車内事故防止啓発ポケットティッシュの配布（12月～1月）

6 安全教室の開催

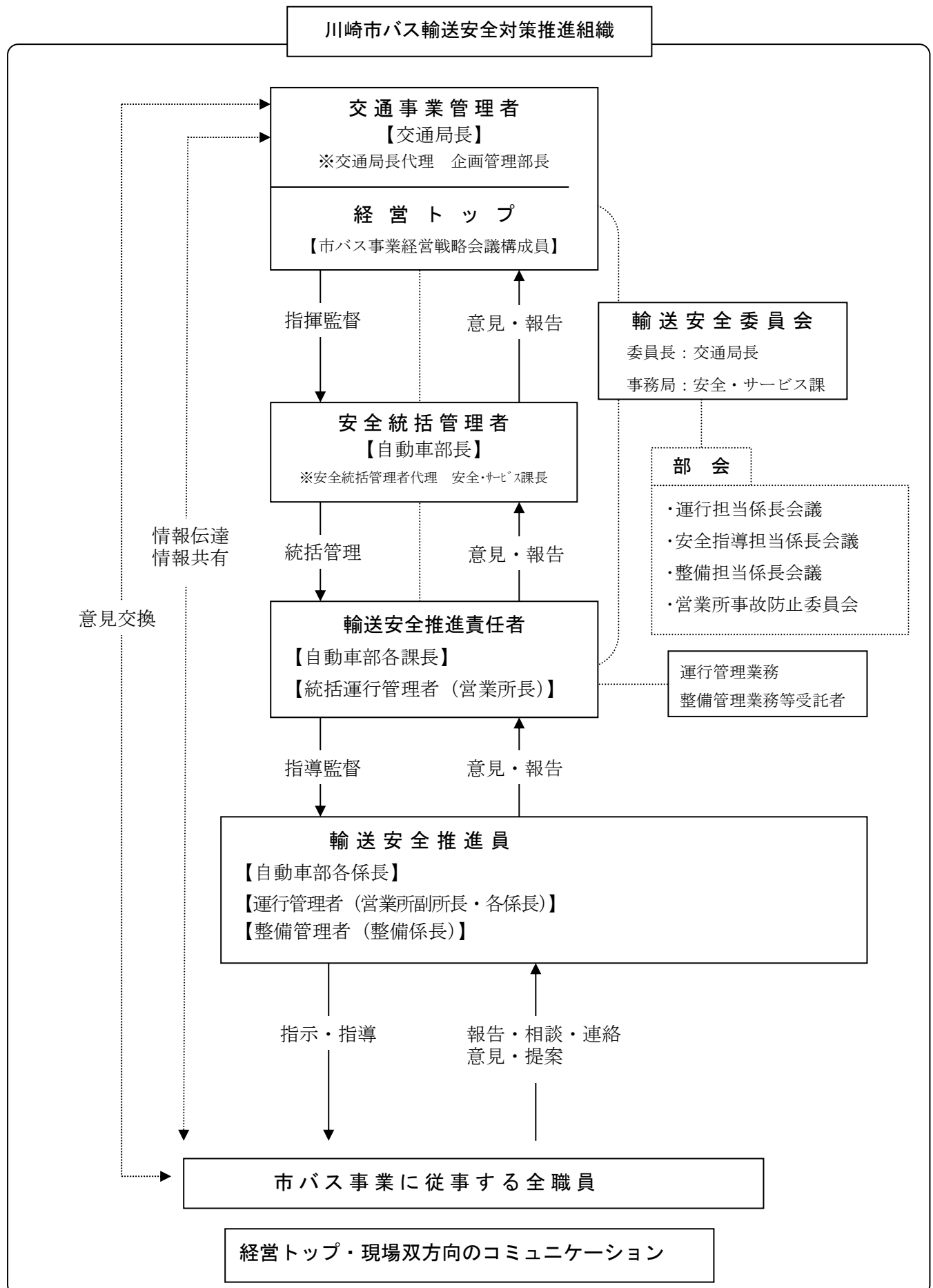
＜川崎市内の小学校や高校において開催（昨年度2校実施を4～5校に拡大実施）＞

- ・平成29年度は、開催小学校を拡充し、東住吉小学校で新たに実施、さらに鷺沼小学校、西御幸小学校等で実施する予定です。

7 重大事故通報訓練の実施

＜重大事故通報訓練を直営3営業所に拡大実施＞

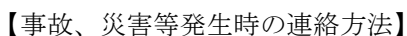
輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令等系統



自動車事故報告規則第2条事故
報告連絡系統

- ### 【交通局の主な業務】

- 凡例 ①指揮命令系統
→
②報告連絡系統
→



【大規模な事故、災害等発生時の場合】

- 20 -

一般貸切旅客自動車運送事業者安全情報

主たる事務所住所 神奈川県川崎市川崎区砂子1丁目8番地9 川崎御幸ビル9階

事業者名 川崎市交通局

代表者氏名・役職 平野 誠・交通局長（平成29年4月1日現在）

事業許可 平成16年関自旅一第1287号
営業区域：神奈川県

届出運賃・料金種別 時間・キロ併用制運賃

担当者 水谷晋一

連絡先 044-200-3234

加盟バス協会 神奈川県バス協会

○営業所名・住所

名称	住所	自動車庫箇所数	休憩・仮眠施設箇所数
塩浜営業所	神奈川県川崎市川崎区塩浜2丁目2番1号	1箇所	1箇所
鷺ヶ峰営業所	神奈川県川崎市宮前区菅生ヶ丘41番地1号	1箇所	1箇所

○保有車両に関する情報（平成29年3月31日現在）

	車両数 (両)	年式(年)		ドライブレ コーダー搭載 車両導入台数 (台)	デジタル式運 行記録計搭載 車両導入台数 (台)	A S V 搭載 車両導入台 数(台)	主な運行の様 態
		最古	最新				
大型	2	平成14年式	平成23年式	2	0	0	学校・企業等送迎・行事輸送
中型	3	平成14年式	平成15年式	3	0	0	学校・企業等送迎・行事輸送
小型	0						
平均車齢	大型	11年					
	中型	14年					
	小型						
任意保険等の加入状況(補償額)			対人保険	無制限		対物保険	500万

○人員体制に関する情報（平成29年3月31日現在）

運転手	正規（人）	嘱託（人）	派遣（人）	その他（人）	合計（人）
	291	57			348
	社会保険等 加入者（人）	健康保険	厚生年金	労災保険	雇用保険
		348	348	348	57
	現在会社勤続平均年数（年）			19.65	
	平均給与月額（円）			A	
運行管理者（人）	27				
整備管理者（人）	23				

○事故件数（平成28年4月1日～平成29年3月31日）

	管轄区域内
死亡事故件数(件)	0
重症事故件数(件)	0
軽症事故件数(件)	0
物損事故件数(件)	0
事故報告書提出件数(件)	0
健康起因事故件数(件)	0
(参考)総走行キロ(km)	32,941

川崎市交通局 運輸安全マネジメントに関する取組

○郵送の安全にかかわる情報の伝達体制その他の組織体制

運転手からの報告方法	車載無線機
業務の実施体制の適否	○

○輸送の安全にかかわる教育及び研修の実施状況

	年間実施回数
運転手研修	12回
運行管理者研修	3回
整備管理者研修	4回

○輸送の安全にかかわる内部監査

	実施の有無	実施回数	対象者
内部監査	有	2回	安全統括管理者 鷺ヶ峰営業所

監査結果	指摘有無	指摘措置
安全統括管理者	無	—
鷺ヶ峰営業所	有	平成29年8月31日までに改善予定

○外部機関による安全性チェックの活用状況に係る情報

貸切バス事業者安全性評価認定	×
地方バス協会による適正化コンサルティング（直近3年間）	○
民間認定機関における運輸安全マネジメント評価（直近3年間）	×
民間認定機関における運輸安全マネジメント認定セミナー（直近3年間）	○

○運輸安全マネジメントに関する情報

安全管理規定の届出年月日	平成18年12月26日
安全統括管理者氏名・役職	一戸洋之・交通局自動車部長
安全統括管理者選任年月日	平成26年4月1日
安全方針の作成及び公表	有
安全目標の作成及び公表	有
輸送の安全に関する基本的な方針	1ページ参照
輸送の安全に関する目標	3ページ参照
安全管理規定の制定及び国への届出	有